生活保護法指定医療機関等 届出事項一覧

届出を要する事項			指定申請	誓約書	変更届	廃止届	備考
新規申請	医療機関	病院、診療所、歯科、訪問看護ステーション、薬局が初めて指定を受けるとき	0				
	施術者	あん摩・マッサージ師、はり・きゅう師、 柔道整復師が初めて指定を受けるとき	0				免許証(写)添付
既に指定を受けている場合	 1 医療機関コードが変更になった場合 (1)移転 (2)開設者の交代 ①個人の交代(Aさん→Bさん) ②個人⇔法人 ③法人が別法人に変更したとき (3)医療機関の種類が変更(診療所⇔病院) 			0		0	旧コードの廃止 届と新コードの 指定申請
	(2	医療機関コードが変わらない場合 1)指定医療機関等の名称・所在地の変更 2)開設者の氏名・所在地に関する変更 ※法人の代表者(代表取締役、理事長 等)の変更の場合は届出不要 3)管理者の変更 ※住所、生年月日も明記すること			0		
	指定医療機関等の事業自体を廃止した場合					0	
	指定医療機関等を休止する場合						休止届
	休止した指定医療機関等を再開する場合						再開届
	指定を辞退しようとする場合 ※30日以上の予告期間を設けること						辞退届
	(=	療法等による処分を受けた場合 生活保護法施行規則第14条第3項に規定 る処分)					処分届